

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（職員事務センター）	1
○特定調達契約に係る入札の公告……………（職員事務センター）	2
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回……………（医療業務課）	2
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………（医療業務課）	3
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	3
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	3
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	3
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	4
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 ……………（会計事務センター）	4
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	4

告 示	
北海道告示第57号	
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。	
平成23年2月1日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 資格及び調達をする特定役務の種類	
平成22年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。	
(1) 契 約	平成23年2月1日に一般競争入札の公告を行う北海道庁託送業務契約
(2) 資 格	北海道庁託送業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類	北海道庁託送業務
2 資 格 要 件	
平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。	
(1)	平成23年1月1日現在において引き続き1年以上運送業務を営んでいること。
(2)	平成23年1月1日を基準日とし、過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(3)	道が契約する地域に向けた運送が確保できること。
(4)	航空便の取扱いができること。
(5)	宅配便の貴重品の取扱いができること。
(6)	業務に見合う人員（1人以上）を午前8時45分から午後5時までの間、指定施設（荷物発送室）に常駐させることができること。
また、繁忙期には、それに見合う人員を配置することができること。	
3 資 格 要 件 の 特 例	
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。	
(1)	経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
(2)	企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。
また、(1)に該当する場合は、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とし、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の平均値とすることができる。	
4 資格審査の申請の時期及び方法	
(1) 申 請 の 時 期	資格審査の申請は、平成23年2月1日から同月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法	資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称	北海道総務部行政改革局職員事務センター
イ 提出先の所在地	郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5057
5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失	

病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

医療法人社団石崎病院（旭川市）

北海道告示第60号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団札幌外科記念病院の事項、同項北海道大学病院の事項、同項医療法人野中整形外科内科病院の事項、同項医療法人麻生整形外科病院の事項、同項医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院の事項、同項勤医協中央病院の事項、同項医療法人社団三草会クラーク病院の事項、同項独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターの事項及び同項医療法人社団朋仁会整形外科北新病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改め、同項医療法人恵佑会札幌病院の事項中「医療法人恵佑会札幌病院」を「社会医療法人恵佑会札幌病院」に、「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改め、同項医療法人柏葉脳神経外科病院の事項、同項北海道社会保険病院の事項及び同項医療法人札幌第一病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

函館市の項医療法人社団高橋病院の事項、同項医療法人社団健和会大村病院の事項、同項函館五稜郭病院の事項、同項医療法人富田病院の事項及び同項医療法人雄心会函館新都市病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

旭川市の項大西病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改め、同項医療法人社団石崎病院の事項を削り、同項医療法人整形外科進藤病院の事項、同項医療法人社団幾晃会木原循環器科内科医院の事項、同項医療法人元生会森山病院の事項、同項旭川赤十字病院の事項、同項医療法人社団恩和会旭川高砂台病院の事項及び同項旭川医科大学病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

室蘭市の項新日鉄室蘭総合病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

釧路市の項うしき整形外科クリニックの事項及び同項社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

帯広市の項J A北海道厚生連帯広厚生病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

北見市の項J A北海道厚生連常呂厚生病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」

に改める。

留萌市の項留萌市立病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

江別市の項江別市立病院の事項及び同項医療法人社団藤花会江別谷藤病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

赤平市の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

滝川市の項滝川市立病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

砂川市の項中「砂川市西4条北2丁目1番1号」を「砂川市西4条北3丁目1番1号」に、「平成24. 9.30」を「平成26. 1.31」に改める。

恵庭市の項医療法人北晨会恵み野病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

北広島市の項中「特別医療法人社団即仁会北広島病院」を「社会医療法人社団即仁会北広島病院」に改める。

松前町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

江差町の項北海道立江差病院の事項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

乙部町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

黒松内町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

天塩町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

平取町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

音更町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

鹿追町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

清水町の項中「平成23. 1.31」を「平成26. 1.31」に改める。

北海道告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成23年1月20日、浜益土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、七飯町豊田地区の換地処分をした。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 石狩市厚田区小谷280地先（次の図に示す部分に限る。）、126、201の1、201の2、248の2、280、292の2から292の4まで、292の11、292の35、292の40から292の49まで、292の54から292の56まで、292の71から292の75まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊頃町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第11号のとおりである。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

- 中川郡豊頃町湧洞1315所在の森林について所有権を有する 伊藤 裕康
- 中川郡豊頃町湧洞1317所在の森林について所有権を有する 野村 弘子、高橋 好志子
- 中川郡豊頃町湧洞1318から1320まで所在の森林について所有権を有する 竹中 みよ
- 中川郡豊頃町湧洞1326所在の森林について所有権を有する 竹中 淳訓
- 中川郡豊頃町湧洞1328所在の森林について所有権を有する 竹中 成子
- 中川郡豊頃町湧洞1330所在の森林について所有権を有する 竹中 一豪

北海道告示第65号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成23年2月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項道東あさひ農業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
- 計根別農業協同組合 平成23. 1. 24 計根別農業協同組合

総合振興局告示及び
振興局告示

北海道空知総合振興局告示第11号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年2月1日

北海道空知総合振興局長 羽 貝 敏 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 広幅複合機 1台
- （広幅複写機1台と交換）
- 2 落札を決定した日
- 平成23年1月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社北海事務機販売
- (2) 住 所 滝川市西町7丁目3-57
- 4 落札金額
- 820,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成22年12月7日付け北海道空知総合振興局告示第110号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道空知総合振興局森林室管理課
- (2) 所在地 岩見沢市北2条西12丁目1番7号